

住民票の写しなどの第三者 交付に係る本人通知制度

ID1004700

住民票の写しや戸籍の謄抄本などを第三者に交付した場合において、市役所に事前に登録した方に対して、その交付した事実を通知する本人通知制度を実施しています。

これにより、住民票の写しなどの不正請求や不正取得による個人の権利の侵害の抑制、防止につながる事が期待されます。

登録できる方

田原市の住民基本台帳または戸籍に記載されている方（過去に記載されていた方）

登録期間

登録日から3年間（ただし、継続して再登録可能）

対象となる証明書

住民票（除票を含む）の写し、戸籍（除籍を含む）の謄抄本など

通知内容

交付年月日、交付した住民票の写しなどの種別および通数、請求者の区分（代理

人、第三者の別）

申込

本人確認書類（運転免許証、個人番号カードなど）をお持ちの上、市民課（本庁舎1階）、市民生活課（渥美支所1階）、赤羽根市民センターへ。

受付

市役所執務時間中

※詳細は市HPをご覧ください。くか、お問い合わせください。

市民課

☎233511 FAX234270

寄付

次の方々からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

▼平成28年10月12日、三河ミクロン株式会社代表取締役 彦坂直政様から市立小中学校および保育園の花いっぱい運動の推進および環境教育の向上のため、草花用培土31.5m、袋800袋。

▼2月22日、平成29年福江小学校区（福江・保美）厄年一同様から田原市立福江小学校の教育環境向上のため、ウサ

ギ小屋屋根取替、掛け時計、サッカーゴールネット、ラインカー。

税

固定資産税 課税明細書の送付

ID1002766

5月中旬に固定資産税の納税通知書と併せて、お持ちの土地と家屋の課税明細書を郵送しますのでご確認ください。

税務課

☎233510 FAX230180

軽自動車税の減免制度

ID1000782

対象①一定の障害のある方が運転する場合②一定の障害のある方と生計をともにしている方が運転する場合③一定の障害のある方のみの世帯のため、常時介護者が運転する場合 申請場所：税務課、市民生活課（渥美支所）、赤羽根市民センター 申請期限：5月31日（水）

税務課

☎233510 FAX230180

自動車税・軽自動車税の納税は5月31日（水）まで

対象の方へ5月中旬までに納税通知書を送付します。5月31日（水）までに納税通知書に記載してある金融機関またはコンビニエンスストアで納めてください。（自動車税はクレジットカードでの納付可）※口座振替登録者は指定口座から引き落とし

東三河県税事務所

☎(0532)356130

税務課

☎233510 FAX230180

国民健康保険税

ID1003546

仮徴収分の納税通知書の送付 仮徴収分の税額は、前年の所得額などが確定していないため、暫定の税額を納めていただきます。各納期の税額は表のとおりです。

普通徴収の方

第1・2期分の納税通知書を、4月中旬に送付します。4月1日以降に国民健康保険に加入された場合は、第3期

（8月）に納税通知書を送付します。

特別徴収の方

4月期・6月期・8月期分の特別徴収開始通知書を、4月上旬に送付します。

年税額の通知

年税額は7月に算定（本算定）し、8月に通知します。

※納付は便利な口座振替をご利用ください。

保険年金課

☎232149 FAX230180

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
	4月	6月	8月	9月	10月	11月	12月	2月
普通徴収	前年度の国保税額のそれぞれ1/8の税額		年税額から第1期・第2期の税額を差し引いた残額の各納期それぞれ1/6の税額					
特別徴収	納期	4月期	6月期	8月期	10月期	12月期	2月期	
	算定額	前年度の2月期と同額			年税額から4月・6月・8月期の税額を差し引いた残額の各納期それぞれ1/3の税額			